

議事4 地域内フィーダー系統確保維持計画の策定について（協議）

地域内フィーダー系統確保維持計画（生活交通ネットワーク計画）

平成 25 年 6 月 ●● 日

（名称）香取市地域公共交通協議会

（代表者名）会長 八木 貴弘

0. 生活交通ネットワーク計画の名称

香取市地域内フィーダー系統確保維持計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

平成 21 年 2 月に策定した香取市地域公共交通総合連携計画は、本市のまちづくりの指針となる「香取市総合計画」に掲げる「身近で利用しやすい公共交通体制の整備」を具体的に目指すための計画として策定したものであり、事業について効率的・効果的に実施していくため、計画期間中に優先的に取り組む事業を重点事業として位置づけ実施してきた。同計画において重点事業として実施した実証運行事業の成果を踏まえ、引き続き持続可能な運行を確保する必要があることから本計画を策定し、さらなる市内公共交通の維持・活性化を推進していく。

【小見川西地区】

- ・公共交通空白地域かつ公共交通要望地区が集中していることから市内の公平性、均衡ある公共交通施策を推進するため導入した、小見川循環バスを引き続き運行することで、生活路線としての交通手段を確保し公共交通空白地域を削減、縮小する。（H21.10 月～H24.3 月実証運行、H24.4 月～本格運行）

【小見川東・南・中央地区】

- ・人口の減少、人口密度の低下や高齢者の増加といった社会の変化は進行しており、集落が分散している地区や道が狭隘な地区が多い本市では、従来の大型車による路線定期運行のバスでは対応が困難になってきている。そこで、デマンド交通の有用性や持続可能性を検証、また、今後の公共交通体系全般についての検討につなげるため、小見川循環バス東南ルートを休止し、当該ルートの地域において乗合タクシーの試験運行を実施する。有用性や持続可能性の検証後は速やかに本格運行へ移行し、公共交通空白地域の削減、縮小を促進する。（H25.10 月～H26.9 月実証運行、H26.10 月～本格運行）

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（1）事業の目標

現行の小見川循環バス利用者の円滑な乗合タクシーへの移行を基本に、さらなる利用者数の増加を目標とする。

【小見川西地区】

小見川循環バス西ルートを引き続き運行する一方、H25.10 月から一部ルートを変更し、東南ルートの休止により困難となる高校生を主とした利用者の輸送に対応する。目標値はその要因を加味した上で段階的に利用者増を図る値を設定する。

小見川循環バス（西ルート）年間利用者数

平成 26 年度 13,100 人（H25.10 月～H26.9 月）

平成 27 年度 13,300 人（H26.10 月～H27.9 月）

平成 28 年度 13,500 人（H27.10 月～H28.9 月）

【小見川東・南・中央地区】

引き続き運行する小見川循環バス西ルートで対応する高校生を主とする利用者を除き、当該地区の現行循環バス利用者の円滑な乗合タクシーへの移行を図るとともに、交通不便地域への面的な対応とドア・ツウ・ドアによる利便性向上により段階的な利用者増を図る。

小見川乗合タクシー年間利用者数

平成 26 年度 4,300 人（H25.10 月～H26.9 月） [試験運行]
平成 27 年度 4,400 人（H26.10 月～H27.9 月） [本格運行]
平成 28 年度 4,500 人（H27.10 月～H28.9 月） [本格運行]

（参考）小見川循環バスの運行実績（H24.4 月～H25.3 月）

西ルート：7,470 人 東南ルート：9,931 人 計：17,401 人

（２）事業の効果

コミュニティバスの運行を維持することにより、小見川に存在する交通不便地域の一部（対象人口 約 7,000 人 ※平成 25 年 4 月 1 日時点 住民基本台帳）が解消され、高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、交通結節点である小見川駅と結び、鉄道等との効果的な連携を推進することで、地域間の活発な交流を促進し地域の活性化に寄与する。

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

別添「表 1」のとおり

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

別添「表 2」のとおり

5. 別表 4 の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要

該当なし

6. 別表 4 の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧

該当なし

7. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

別添「表 5」及び「交通不便地域指定申請書」のとおり

8. 車両の取得に係る目的・必要性

該当なし

9. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

（１）事業の目標

該当なし

（２）事業の効果

該当なし

10. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額	
該当なし	
11. 協議会の開催状況と主な議論	
・平成23年7月27日（第8回） 地域公共交通活性化・再生総合事業の後継である地域公共交通確保維持改善事業費補助金の活用を今後検討していく旨を説明 ・平成24年1月23日（第9回） 対象運転系統・計画策定スケジュール等の説明 ・平成24年6月19日（第10回） 計画策定の審議・合意 ・平成25年1月22日（第11回） 新しい運行形態（デマンド交通）の一部導入による見直し案を説明 ・平成25年3月21日（第12回） 新しい運行形態（デマンド交通）の一部導入による見直しについて審議・合意 平成25年度事業に関する事業評価について審議・承認 ・平成25年6月26日（第13回） 平成26年度計画の審議・合意	
12. 利用者等の意見の反映	
協議会の構成員には、市民、利用者主体組織の福田線バス路線をまもる会、社会福祉協議会、高齢者クラブ連合会の代表者が参画している。	
13. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	千葉県総合企画部交通計画課 企画調整班長 伊藤 昌央
関係市区町村	香取市副市長 八木 貴弘
交通事業者・交通施設管理者等	社団法人千葉県バス協会 専務理事 花崎 幸一 北総自動車株式会社 代表取締役 高橋 實 株式会社千葉交タクシー 常務取締役 藤田 信一 千葉交通株式会社 常務取締役 鵜澤 尚夫 関鉄観光バス株式会社 代表取締役 橋本 定廣 ジェイアールバス関東株式会社 八日市場支店長 渡辺 道彦 東日本旅客鉄道株式会社 佐原駅 駅長 田谷 志郎 千葉県香取土木事務所 所長 渡邊 政利 千葉県香取警察署 交通課長 高橋 聖
地方運輸局	国土交通省関東運輸局千葉運輸支局首席運輸企画専門官 泰間 隆
その他協議会が必要と認める者	千葉交通労働組合 書記長 飯田 謙二 福田線バス路線をまもる会 会長 根本 英治 香取市社会福祉協議会 事務局長 菅井 國郎 香取市高齢者クラブ連合会 会長 菅谷 長藏 市民（佐原区） 松川 忠史 市民（小見川区） 八角 和爾 市民（山田区） 林 浩美 市民（栗源区） 本宮 敏雄
（平成25年6月26日現在）	

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所)	千葉県香取市佐原口2 1 2 7
(所 属)	香取市企画財政部企画政策課
(氏 名)	石毛 貴光
(電 話)	0478-50-1206
(e-mail)	kikaku@city.katori.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線／地域内フィーダーの別	確保維持事業に要する国庫補助額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準ロで該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策	基準二で該当する要件
香取市	千葉交通株式会社	小見川循環バス (NC-10-1)	地域内フィーダー		②(2)	生活交通として、鉄道又は他のバス路線との乗り継ぎを考慮した運行時刻又は運行経路の設定	③
	千葉交通株式会社	小見川循環バス (NC-10-6)	地域内フィーダー		②(2)	生活交通として、鉄道又は他のバス路線との乗り継ぎを考慮した運行時刻又は運行経路の設定	③
	株式会社千葉交タクシー	小見川乗合タクシー	地域内フィーダー		②(2)	休止する小見川循環バスを引き継ぎ、生活交通として、鉄道又は他のバス路線との乗り継ぎを考慮した共通乗降場所を設定	①
合 計							

(注)

1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1の添付地図

(小見川循環バス、小見川乗合タクシー 運行予定系統)

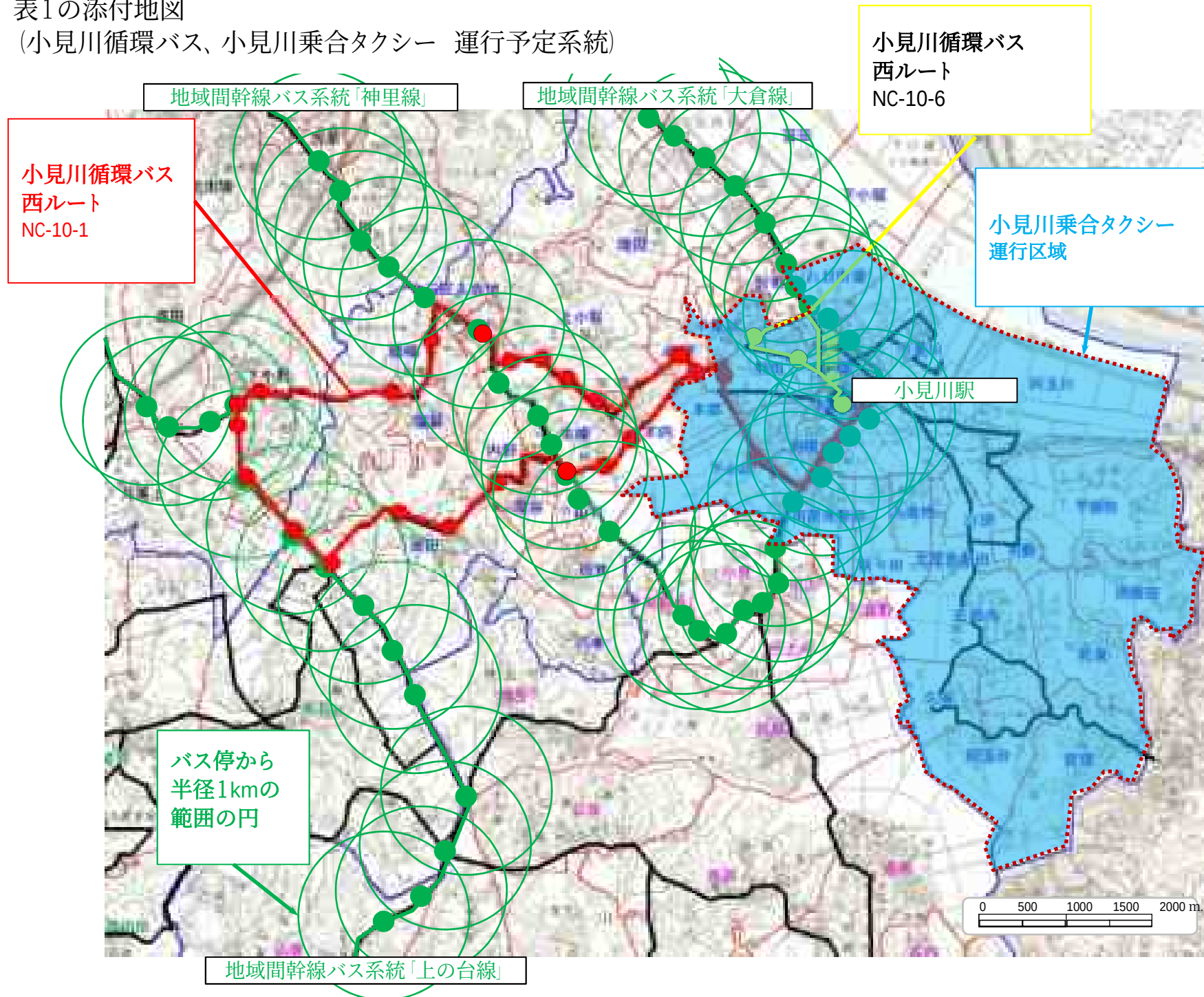


表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額 (地域内フィーダー系統 (乗合バス型運行) 用)

事業者名	年度
------	----

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)		km			経常収支率	%
基準期間の前年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ')	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ')	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')		km			経常収支率	%
基準期間の前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ'')	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ'')	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')		km			経常収支率	%

(補助対象事業者の「基準期間」※を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ''÷ハ''= a	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'= b	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c	平均増減率 (((b÷a)-1)+((c÷b)-1))÷2 = d
	円 銭	円 銭	円 銭	%
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 $c \times (1 + (d \div 2))^2 = \text{ニ}$	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行日 数	計画運行 回数	系統キロ程			補助ブロック外 乗入部分のキロ程			同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程		補助ブロック外乗り入れ部分 及び同一補助ブロック市区町 村外乗り入れ部分以外のキ ロ程の比率	計画実車走行キロ
			起点	主な 経由地	終 点			チ	リ	ヌ	(チー(リ＋ヌ))÷チ＝ル	ヲ					
						日	回	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km		%		. km		
						日	回	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km		%		. km		
						日	回	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km		%		. km		
						日	回	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km		%		. km		
合計		系統						往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km				. km		

補助ブ ロック名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象 系統のキロ 当たり 経常収益 (ノ)の額	補助対象 系統の経常 収益の 見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額	ヨのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補助 ブロック市区町 村外乗入部分以 外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はナのうちの いずれか少ないほうの額)
		ヘ×ヲ以下の 額:ワ	ト	ト×ヲ以上の 額:カ	ワーカ=ヨ	ヨ×ル=ソ	ツ	ツ×1/2=ネ	ナ	ラ
		円	円 銭	円	円	円	千円	千円		
		円	円 銭	円	円	円	千円	千円		
		円	円 銭	円	円	円	千円	千円		
		円	円 銭	円	円	円	千円	千円		
合計		円	円 銭	円	円	円	千円	千円	千円	千円

補助ブ ロック名	申請 番号	経常費用から 経常収益を控除 した額	損失額から国 庫補助額を控 除した額	ウの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」 の具体的概 要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
		円										
		円										
		円										
		円										
合計		円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

補助ブロック名	申請 番号	補助対象系統の実車走行キ ロ当たり経常収益 (基準期間の前々年度) e		補助対象系統の実車走行キ ロ当たり経常収益 (基準期間の前年度) f		補助対象系統の実車走行キ ロ当たり経常収益 (基準期間 [※]) g		平均増減率 (((f÷e)-1)+((g÷f)-1)) ÷2 = h	補助対象系統の実車走行キロ当た り経常収益 g×(1+(h÷2)) ² = i
		円	銭	円	銭	円	銭	%	
		円	銭	円	銭	円	銭	%	
		円	銭	円	銭	円	銭	%	
		円	銭	円	銭	円	銭	%	

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1（附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2）の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス（自家用有償運送）事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 「補助対象経費の1／2」の欄は、系統ごとに百円単位（0.1～0.9千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」として記載すること。
- 「平均増減率」は%以下第2位（小数点第3位切り捨て）まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及 びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類（但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。）

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額 (地域内フィーダー系統 (デマンド型運行) 用)

事業者名

年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益 (イ)	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用 (ロ)	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
補助対象期間の 前々年度の 保有車両数 (ハ)	台	補助対象期間の 前々年度の 1台当たりサービス 提供時間 (ニ)		時間	経常収支率	%

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の 時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり 標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行 日数	計画運行 回数	1回あたりサービス提 供時間	リのうち補助ブロック外 乗入部分に係るサービス 提供時間	リのうち同一補助 ブロック 市区町村外乗入 部分に係るサービ ス提供時間	補助ブロック外乗り入 れ部分及び同一補助ブ ロック市区町村外乗 り入れ部分以外のサービ ス提供時間の比率	計画サービス提供時 間
			発地	営業 区域	着地						(リ－(ヌ＋ル))÷リ＝ ヲ	
	1					日	回	時間	時間	時間		時間
	2					日	回	時間	時間	時間		時間
	3					日	回	時間	時間	時間		時間
	4					日	回	時間	時間	時間		時間
合計		系統						時間	時間	時間		時間

補助ブ ロック名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額	経常収益の 見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額	タのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補助 ブロック市区町 村外乗入部分以 外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ナ又はウのうち いずれか少ない ほうの額)
		ト×ワ以下の 額:カ	チ×ワ以上の 額:コ	カーヨ=タ	タ×ヲ=ツ	ネ	ネ×1/2=ナ	ラ	ム
	1	円		円	円	千円	千円		
	2	円		円	円	千円	千円		
	3	円		円	円	千円	千円		
	4	円		円	円	千円	千円		
合計		円	円	円	円	千円	千円	千円	千円

補助ブ ロック名	申請 番号	経常費用から 経常収益を控除 した額	損失額から国 庫補助額を控 除した額	ノの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
0	1	円										
	2	円										
0	3	円										
	4	円										
合計		円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1（附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2）の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス（自家用有償運送）事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通ネットワーク計画に記載された運行系統を運行するにあたって必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」（リ欄）については、【（1回あたり平均運行時間）＋（1日あたり平均待機時間／1日あたり運行回数）】により算出すること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は（ヌ）に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率（ヲ）」については、％以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、（ツ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 「補助対象経費の1／2」の欄は、系統ごとに百円単位（0.1～0.9千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間（運行開始時間）から事業終了時間（運行終了時間）までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中（帰庫途中）に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両（1台で3系統運行等）の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間（ワ欄）を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	香取市
------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	72,569
交通不便地域	7,006

交通不便地域の内訳

人 口	対象地区	根拠法
7,006	小見川地区	局長指定

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域（過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。）、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領（2.（1）⑫）に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図

香 企 画 第 6 1 号
平成 2 5 年 6 月 ● ● 日

国土交通省関東運輸局長 殿

氏名又は名称 香取市
住 所 千葉県香取市佐原口 2 1 2 7
代 表 者 氏 名 香取市長 宇 井 成 一

交通不便地域指定申請書

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年3月30日国総計第97号・国鉄財第368号・国鉄業第102号・国自旅第240号・国海内第149号・国空環第103号)別表6口②(2)に基づき、交通不便地域の指定を受けたいので、別紙のとおり申請します。

【連絡先】

〒287-8501

住所 千葉県香取市佐原口 2127 香取市役所

所属 企画財政部 企画政策課

担当者名 石毛 貴光

TEL 0478-50-1206 FAX 0478-52-4566

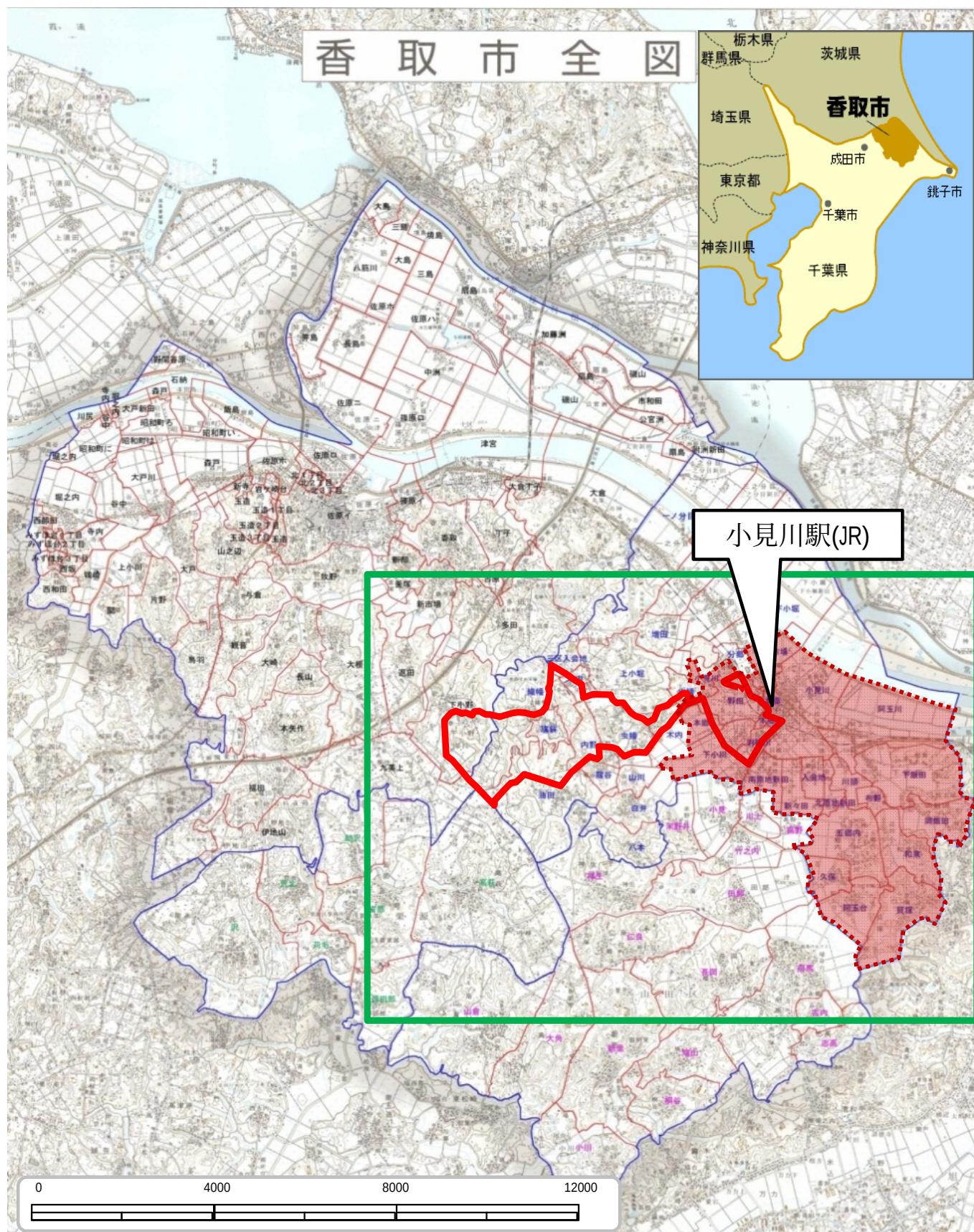
E-mail kikaku@city.katori.lg.jp

交通不便地域指定申請書（別表６ロ②（２）関係）
（地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統確保維持関係）

1. 県・市区町村名
千葉県香取市
2. 指定を受けようとする交通不便地域の概況
・ 香取市小見川地区（旧香取郡小見川町）は北部に利根川が貫流し、沿川の低地部は田園の広がる水郷地帯となっており、東部から南西にかけては北総台地の一角を形成する丘陵地帯となっている。 ・ 当該地区（下小野・織幡・旗鉾・油田・虫幡・木内・上小堀・小見川・野田・本郷・下小川・新々田・入会地・阿玉川・下飯田・岡飯田・布野・川頭・北原地新田・五郷内・和泉・貝塚・阿玉台・久保）は高齢化が進行しており、自家用乗用車を運転できない高齢者等の移動手段の確保が喫緊の課題となっている。 ・ 当該地区は、半径 1km 以内にバス停、鉄軌道駅、海港、空港のいずれも存在せず、公共交通機関の存在しない、交通空白地域である。
3. 指定を受けようとする交通不便地域の人口
7,006 人（平成 25 年 4 月 1 日時点） 住民基本台帳人口
4. 指定を受けようとする交通不便地域へ導入する予定のフィーダー系統の概要
・ 当該地区のうち、西地区はコミュニティバス、東南・中央地区は従来のコミュニティバスをデマンド型の乗合タクシーに切り替えて交通不便地域の交通手段を確保。 ・ 当該地区から、JR 成田線「小見川駅」、地域間幹線バス系統である大倉線、神里線及び上の台線への接続を予定。 ※ 大倉線：平成 13 年 3 月 31 日時点で佐原市と香取郡小見川町にまたがり、1 日 4 便のバス路線である。 ※ 神里線：平成 13 年 3 月 31 日時点で佐原市、香取郡小見川町及び香取郡山田町にまたがり、1 日 4 便のバス路線である。 ※ 上の台線：平成 13 年 3 月 31 日時点で佐原市、香取郡栗源町及び香取郡山田町にまたがり、1 日 3 便のバス路線である。
5. その他特記事項

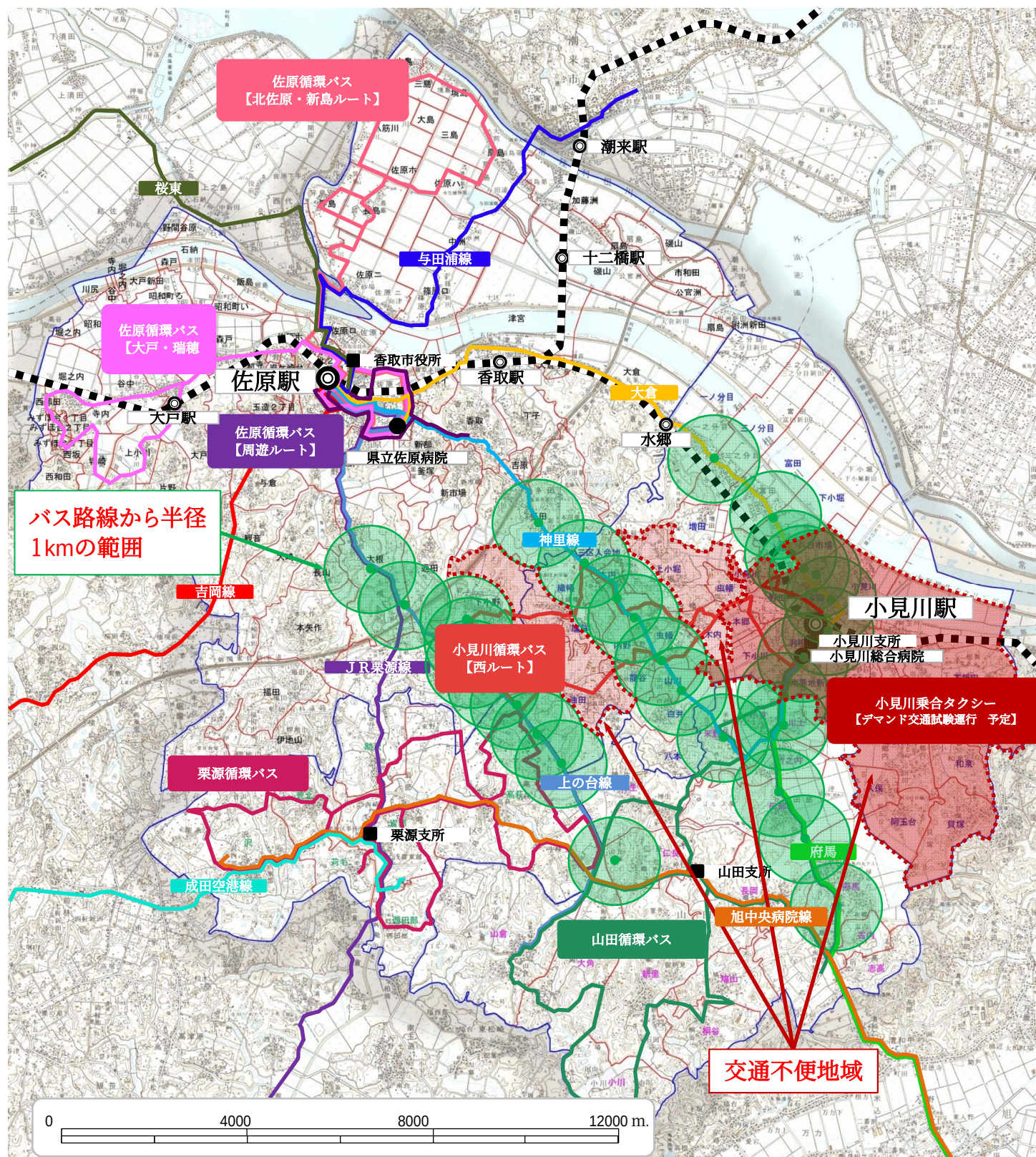
【添付書類】

- ・ 地図（指定を受けようとする地域、導入予定のフィーダー系統及び接続する地域間交通ネットワーク（地域間幹線バス系統、鉄道等）を記載してあるもの）
- ・ その他参考資料



- 小見川地区の範囲(添付別紙3)
- 小見川地区予定ルート(乗合バス型)
- 小見川地区予定地域(デマンド型)

(平成25年10月1日予定)



別紙3

小見川地区全図と空白地域の位置

